

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第25号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（人事課）	6
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（同）	7
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	10

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第22号）

令和8年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、室及び課の組織改正

ア 総務部

班の再編その他規定の整備を行う。

イ 企画部

(7) 企画部計画課及び同部SDGs推進課を同部地域創生課に再編する。

(4) 企画部万博推進局及び同局万博推進課を廃止し、同部計画課、同部地域振興課及び同局フィールドパビリオン推進課を同部地域振興課に再編する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 財務部

規定の整備を行う。

エ 県民生活部

(7) 県民生活部くらし安全課及び同部特殊詐欺等対策課を同部特殊詐欺対策・くらし安全課に再編する。

(4) 県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課にワールドマスターズゲームズ推進室を設置する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

オ 危機管理部

班の再編その他規定の整備を行う。

カ 保健医療部

班の再編その他規定の整備を行う。

キ 産業労働部

班の再編を行う。

ク 農林水産部

班の再編その他規定の整備を行う。

ケ 土木部

班の再編を行う。

コ まちづくり部

班の再編その他規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正

本庁の組織改正等に伴い、規定の整備を行う。

- (3) 地方機関の組織改正
 - ア ニ崎こども家庭センターを廃止する。
 - イ 県民局又は県民センターの事務所等に置く課の再編その他規定の整備を行う。
- (4) 職制の改正
 - ア 本庁の組織に設置することがある職に主任森づくり支援専門員等を追加するとともに、主任監察医務専門員等を廃止する。
 - イ 地方機関に設置することがある職に児童心理専門員等を追加するとともに、主任衛生検査専門員等を廃止する。
 - ウ その他規定の整備を行う。
- (5) 臨時に置く組織及び職の改正
 - 規定の整備を行う。
- 2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正
 - 病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。
- 3 公有財産規則の一部改正
 - 警察本部の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第22号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の8」を「第16条の7」に改める。

第5条の2第1項の表県庁舎整備プロジェクト室の款新庁舎企画課の項中「企画班」を「企画班 整備班」に改める。

第8条第17号を次のように改める。

(17) 公益信託の認可及び監督に関すること。

第10条第8号中「兵庫県従業員労働組合」を「兵庫県職員労働組合現業評議会」に改める。

第12条中「万博推進局及び」を削り、同条の表中

計画課	計画班 地域創生支援班 交流推進班	
地域振興課	多自然地域づくり班 地域資源班 兵庫津ミュージアム学芸班	
SDGs推進課	公民連携班 ベイエリア班	
万博推進局	万博推進課	万博調整班 展示企画班
	フィールドパビリオン推進課	フィールドパビリオン班

を

地域創生課	創生企画班 創生推進班 公民連携班
地域振興課	多自然地域づくり班 交流推進班 地域資源班 フィールドパビリオン班 兵庫津ミュージアム学芸班

に改め、同表デジタル改革課の款中「デジタル改革推進班 システム企画班」を「デジタル総務企画班 行政DX推進班 情報基盤運用班」に改める。

第14条の3の見出し中「計画課」を「地域創生課」に改め、同条中「計画課」を「地域創生課」に改め、

第12号を次のように改める。

(12) 持続可能な開発目標に関する企画及び総合調整に関すること。

第14条の3中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 公民連携に関する企画及び総合調整に関すること。

第14条の4中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) ひょうごフィールドパビリオンの取組の支援に関すること。

第14条の4中第9号を第11号とし、第8号を削り、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行に関すること。

(8) 地域間の交流及び連携に関すること。

(9) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。

第14条の5から第14条の7までを削る。

第15条の7第1号中「及び軽自動車税環境性能割」を削る。

第16条第1項の表県民躍動課の款中「参画協働班 消費政策班」を「参画協働班」に改め、同表中

くらし安全課	地域安全対策班 交通安全対策班
特殊詐欺等対策課	企画調整班

を

特殊詐欺対策・くらし安全課	特殊詐欺等対策班 消費政策班 地域安全対策班 交通安全対策班
---------------	--------------------------------

に改め、同表文化スポーツ局の款スポーツ振興課の項中「企画調整班 スポーツコミッション準備班」を「企画調整班」に、「競技・生涯スポーツ班 ワールドマスターズゲームズ企画班 ワールドマスターズゲームズ運営班」を「競技・生涯スポーツ班」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
総務課	人権推進室	人権推進班
スポーツ振興課	ワールドマスターズゲームズ推進室	企画広報班 競技運営班

第16条の3第11号から第19号までを削り、同条第20号中「消費生活総合センター、」を削り、同号を同条第11号とし、同条第21号を同条第12号とし、同条第22号中「県民生活審議会」の右に「(特殊詐欺対策・くらし安全課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第13号とし、同条第23号中「、参画と協働及び安全で安心な消費生活の実現」を「及び参画と協働」に改め、同号を同条第14号とする。

第16条の4を次のように改める。

(特殊詐欺対策・くらし安全課の事務)

第16条の4 特殊詐欺対策・くらし安全課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特殊詐欺等詐欺被害防止施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」という。）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 安全で安心な消費生活の実現に関する行政の総合調整に関すること。
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関すること。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (6) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (7) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (8) 物価問題に関すること。
- (9) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行

に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

- (11) 地域安全対策についての企画及び調整に関すること。
- (12) 地域安全に関する行政の総合調整に関すること。
- (13) 地域安全思想の普及に関すること。
- (14) 地域安全に係る自発的な住民組織の育成及び支援に関すること。
- (15) 地域安全の指導に関すること。
- (16) 交通安全対策についての企画及び調整に関すること。
- (17) 交通安全思想の普及に関すること。
- (18) 交通事故による被害者救済対策に関すること。
- (19) 交通事故相談に関すること。
- (20) 交通安全の指導に関すること。
- (21) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (22) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。
- (23) 消費生活総合センターに関すること。
- (24) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターに関すること。
- (25) 県民生活審議会に関すること（消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者苦情の処理等に係る調査審議、調停等に関するものに限る。）。
- (26) 交通安全対策会議及び地域安全まちづくり審議会に関すること。
- (27) 前各号に掲げるもののほか、特殊詐欺等詐欺被害防止及び安全で安心な消費生活の実現並びに地域安全対策及び交通安全対策の推進に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第16条の5を削り、第16条の6を第16条の5とし、第16条の7を第16条の6とする。

第16条の8に次の1項を加える。

2 ワールドマスターズゲームズ推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ワールドマスターズゲームズ2027関西の準備及び運営に関すること。
- (2) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に関すること。

第2章第4節中第16条の8を第16条の7とする。

第17条の表防災支援課の款中「広域防災班 国際防災班」を「広域防災班」に改める。

第17条の2第12号中「及び防災計画」を削り、同条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

第18条中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 災害対策基本法に基づく防災計画に関すること。
- (12) 防災会議に関すること。

第29条の2の表健康増進課の款中「保健・栄養指導班」を「保健指導班」に、「認知症共生班」を「食と栄養班 認知症共生班」に改める。

第31条第20号中「認知症に関する施策の企画及び推進」を「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の施行」に改める。

第32条第15号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第38条の表新産業課の款中「新産業創造班 情報・成長産業振興班」を「スタートアップ推進班 成長産業振興班」に改める。

第47条の表農業改良課の款中「環境創造型農業推進班」を「人と環境にやさしい農業推進班」に改め、同表農産園芸課の款中「農産班」を「農産・野菜班」に改め、同表治山課の款中「森づくり普及班」を「森づくり管理班」に改める。

第49条第8号中「、森林組合及び森林組合連合会」を「及び森林組合」に改める。

第50条第4号中「環境創造型農業」を「人と環境にやさしい農業」に改める。

第52条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第54条第4号中「及び県行造林事業」を削り、「こと」の右に「（他課室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第11号中「、生産森林組合及び森林組合連合会」を「及び生産森林組合」に改め、同条中第20号を第21号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 森林経営管理制度の推進に関すること。

第55条第8号中「森林保険及び」を削る。

第57条の表契約管理課の款中「入札制度班 契約班」を「入札・契約制度班 入札情報班」に改める。

第63条の3の表建築指導課の款中「管理班」を「管理・土地対策班」に、「開発指導班 土地対策班」を「開発指導班」に改める。

第65条の5中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第20号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同号を同条第19号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第71条の表長期ビジョン審議会の項中「企画部計画課」を「企画部地域創生課」に改め、同表交通安全対策会議の項及び地域安全まちづくり審議会の項中「県民生活部くらし安全課」を「県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課」に改め、同表防災会議の項中「危機管理部総務課」を「危機管理部防災支援課」に改める。

第78条第1項第15号中「管理」の右に「、特定外来生物対策（ナガエツルノゲイトウ及びクビアカツヤカミキリに関するものに限る。）」を加える。

第83条の表神戸県税事務所の項中「軽自動車税審査課 納税相談室」を「納税相談室」に改め、同表西宮県税事務所の項中「収税第1課 収税第2課」を「収税課」に改める。

第87条の6第1項中「第24号」を「第25号」に改め、第27号を第28号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(4) 森林経営管理制度の推進に関すること。

第87条の16第1項の表光都土木事務所の項中「ダム管理課」を「ダム管理課 引原ダム再生課」に改め、同表洲本土木事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防第1課 河川砂防第2課」に、「港湾第2課 ダム管理課」を「港湾第2課」に改め、同条第4項中「、東播磨南北道路建設事業を分掌させるため、東播磨南北道路対策室を置き、同室に南北道整備課を置き」を削り、同条第5項を削る。

第131条の3の表尼崎こども家庭センターの項を削る。

第131条の4第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 療育手帳に関すること（満18歳に満たない者に係るものに限る。）。

第131条の5の表尼崎こども家庭センターの項を削る。

第140条第1号中「問題につき、家庭その他からの相談」を「相談のうち、特に専門的な知識を必要とするもの」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 療育手帳に関すること（児童相談所の所掌に属するものを除く。）。

第227条第3項の表農業大学の項中「有機農業アカデミー開設準備室 教務課」を「教務課」に改める。

第237条の表業務部の項中「総務課」を「総務課 業務課」に改める。

第378条の表理事（若者・Z世代応援等調整担当）の項中「理事（若者・Z世代応援等調整担当）」を「理事」に改め、「若者支援をはじめとした」を削り、同表主任監察医務専門員又は監察医務専門員の項を削り、同表主任環境創造型農業専門員又は環境創造型農業専門員の項中「主任環境創造型農業専門員又は環境創造型農業専門員」を「主任人と環境にやさしい農業専門員又は人と環境にやさしい農業専門員」に、「環境創造型農業の」を「人と環境にやさしい農業の」に改め、同表主任農地管理専門員又は農地管理専門員の項の次に次のように加える。

主任森づくり支援専門員又は森づくり支援専門員	林務課	森林管理の推進に関する事務を処理する。
------------------------	-----	---------------------

第384条の表環境参事の項中「及び環境学習」を「、環境学習及び特定外来生物対策（ナガエツルノゲイトウ及びクビアカツヤカミキリに関するものに限る。）」に改め、同表県民協働参事の項中「及び環境の保全と創造」を「、環境の保全と創造及び特定外来生物対策（ナガエツルノゲイトウ及びクビアカツヤカミキリに関するものに限る。）」に改める。

第386条第1項中「、尼崎こども家庭センター」を削る。

第387条第1項の表主任衛生検査専門員又は衛生検査専門員の項を削り、同表児童福祉専門員の項の次に次のように加える。

児童心理専門員	児童相談所	児童の心理判定に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	-------	-----------------------------

第387条第1項の表主任農業教育専門員又は農業教育専門員の項の次に次のように加える。

主任有機農業教育専門員又は有機農業教育専門員	県立農林水産技術総合センターの農	有機農業教育に関する事務を処理する。
------------------------	------------------	--------------------

機農業教育専門員	業大学校	
----------	------	--

第387条第1項の表教務主任の項の次に次のように加える。

教務事務専門員	県立総合衛生学院	総合衛生学院の庶務事務を処理する。
---------	----------	-------------------

附則第2条第1項の表中

「

万博推進局	令和8年3月31日
万博推進課	令和8年3月31日
フィールドパビリオン推進課	令和8年3月31日

」

を

「

スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室	令和10年3月31日
-------------------------	------------

」

に改め、同条第2項の表神戸魅力づくり参事の項を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則(昭和43年兵庫県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び看護人材育成専門員」を「、看護人材育成専門員、看護専門員及び医療情報専門員」に改める。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「看護人材育成専門員」の右に「、看護専門員、医療情報専門員」を加え、同条第3号中「業務支援専門員」の右に「、医療情報専門員、看護業務専門員」を加える。

(公有財産規則の一部改正)

第4条 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「総務部会計課長」を「総務部施設課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第1条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2企業部会の項中

「企業庁水道課長」

を

「企業庁水道課長

企業庁水道課企画調整官」

に改める。

別表第3土木部会の款警察本部分科会の項及びまちづくり部会の款警察本部分科会の項中「警察本部会計

課」を「警察本部施設課」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第2条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表長期ビジョン審議会の項中「企画部計画課長」を「企画部地域創生課長」に改め、同表県民生活審議会の項中「企画部計画課長」を「企画部地域創生課長」に、「県民生活部くらし安全課長」を「県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「県民生活部くらし安全課長」を「県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課長」に改め、同表交通安全対策会議の項及び青少年愛護審議会の項中「県民生活部くらし安全課長」を「県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課長」に改め、同表防災会議の項中

「危機管理部総務課長」

を

「危機管理部総務課長

危機管理部防災支援課長」

に改め、同表障害福祉審議会の項中「県民生活部くらし安全課長」を「県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課長」に改め、同表環境審議会の項、景観審議会の項及び住宅審議会の項中「企画部計画課長」を「企画部地域創生課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の部教育課の項知事決裁事項の欄中「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改め、同項部長専決事項の欄中「第26条第2項」を「第19条第2項」に、「第64条第5項」を「第152条第6項」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「第32条第1項」を「第25条第1項」に改め、同部法務文書課の項部長専決事項の欄5中「公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項」を「公益信託に関する法律(令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。)第6条」に、「許可」を「認可」に改め、同欄6を次のように改める。

6 公益信託法第30条第1項又は第2項の規定に基づき、公益信託の認可を取り消すこと。

別表第1 総務部の部法務文書課の項部長専決事項の欄中7から10までを削り、11を7とし、12を8とする。

別表第1 企画部の部計画課の項課名の欄中「計画課」を「地域創生課」に改め、同部地域振興課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

5 大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。

6 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。

7 大阪湾臨海地域開発整備法第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。

別表第1 企画部の部SDGs推進課の項を削る。

別表第1 県民生活部の部県民躍動課の項知事決裁事項の欄4を削り、同項部長専決事項の欄7から26まで

を削り、同部くらし安全課の項課名の欄中「くらし安全課」を「特殊詐欺対策・くらし安全課」に改め、同項知事決裁事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」という。）に関する総合的な施策を決定すること。

別表第1 県民生活部の部くらし安全課の項部長専決事項の欄中9を31とし、1から8までを23から30までとし、23の前に次のように加える。

1 客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第7条第1項、第3項又は第6項の規定に基づき、客引き行為等を禁止する地区を指定し、変更し、又は解除すること。

2 客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づき、同条例第9条第3項の規定による命令に違反した者又は同条例第10条第1項の規定による立入りを拒んだ者等の氏名等を公表すること。

3 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

4 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。

5 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

6 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。

7 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。

8 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。

9 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。

10 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。

11 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。

12 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員の解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。

13 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

14 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。

15 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第84条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

16 安全で安心な消費生活の実現に関する計画を決定すること。

17 物価問題の企画及び調整をすること。

18 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。

19 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。

20 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。

21 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。

22 消費生活条例第29条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。

別表第1 県民生活部の部特殊詐欺等対策課の項を削る。

別表第1 保健医療部の部薬務課の項部長専決事項の欄12中「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同欄15中「(国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同欄17中「基づき、」の右に「医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）及び医薬部外品の」を加え、同欄18中「(国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同欄中28を削り、29を28とし、30から74までを29から73までとし、同表産業労働部の部地域経済課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

35 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例（令和8年兵庫県条例第16号）第3条第2項の規定に基づき、求償権の放棄等を承認し、求償権に係る回収納付金請求権を放棄すること。

36 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例第4条の規定に基づき、回収納付金請求権を放棄した旨を議会に報告すること。

別表第1 農林水産部の部総合農政課の項知事決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4及び5を削り、同項部長専決事項の欄中31を32とし、1から30までを2から31までとし、2の前に次のように加

える。

1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第5項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の策定又は変更について農林水産大臣に協議し、同意を得ること。

別表第1農林水産部の部総合農政課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

33 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第2項の規定に基づき、振興山村の指定を主務大臣に申請すること。

34 山村振興法第8条第1項の規定に基づき、山村振興計画に係る協議に応じ、同意をすること。

別表第1農林水産部の部林務課の項部長専決事項の欄中19及び20を削り、21を19とし、22を20とし、23を削り、24を21とし、25から27までを22から24までとする。

別表第2危機管理部の部総務課の項防災監専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとし、同部防災支援課の項防災監専決事項の欄中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。

別表第2危機管理部の部災害対策課の項知事決裁事項の欄9中「第31条の4第6項」を「第31条の6第6項」に改め、同項防災監専決事項の欄39中「第31条の6第1項」を「第31条の8第1項」に改め、同欄40中「第38条第2項」を「第26条の2第2項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同欄41中「第39条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同欄42中「第42条第1項」を「第26条の6第1項」に、「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関」を「又は指定地方行政機関の長」に改め、同項部長専決事項の欄19中「第31条の6第2項」を「第31条の8第2項」に改める。

（地方機関処務規程の一部改正）

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1県民躍動室の部阪神北県民局の県民躍動室の項県民局長委任事項の欄129中「144まで」の右に「及び154の3」を加え、同欄134中「第15条の2の5第1項」の右に「及び第2項」を加え、同欄154の2の次に次のように加える。

154の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は一般廃棄物の処理の事業廃止の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の10中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改め、同欄278の13中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同欄278の14中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同欄291の次に次のように加える。

291の2 医薬品、医療機器等法第74条の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の承認を取り消し、又は一部変更を命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄292の8中「第2条」を「第2条の13」に改め、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄49中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改め、同欄49の次に次のように加える。

49の2 森林法第10条の3第2項の規定に基づき、命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄110中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同欄114の次に次のように加える。

114の2 土地改良法第57条の2第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、管理規程を認可すること。

114の3 土地改良法第57条の2第3項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、管理規程の変更又は廃止を認可すること。

114の4 土地改良法第57条の4第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業集落排水施設整備事業の計画を認可すること。

114の5 土地改良法第57条の8（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業集落排水施設整備事業の計画の変更を認可すること。

114の6 土地改良法第57条の9第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、情報

通信環境整備事業の計画を認可すること。

114の7 土地改良法第57条の10（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、情報通信環境整備事業の計画の変更を認可すること。

114の8 土地改良法第57条の11第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連携管理保全計画を認可すること。

114の9 土地改良法第57条の13（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連携管理保全計画の変更を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄116の3の次に次のように加える。

116の4 土地改良法第77条第2項の規定に基づき、土地改良区連合の設立を認可すること。

116の5 土地改良法第83条の2第2項の規定に基づき、所属土地改良区の合併に伴う土地改良区連合の解散を認可すること。

116の6 土地改良法第83条の2第3項の規定に基づき、土地改良区連合の権利義務の承継を認可すること。

116の7 土地改良法第84条において準用する同法第8条第1項（同法第48条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良事業計画等の適否を決定し、及びその旨を申請人に通知すること。

116の8 土地改良法第84条において準用する同法第18条第18項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良区連合の役員の就任又は退任等の届出を受理すること。

116の9 土地改良法第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、土地改良区連合の定款変更を認可すること。

116の10 土地改良法第84条において準用する同法第47条、第48条第9項及び第52条第9項（同法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第7条第5項及び第6項の規定に基づき、土地改良区連合に対して、職員の援助の請求を承諾し、又は拒否すること。

116の11 土地改良法第84条において準用する同法第48条第1項の規定に基づき、土地改良事業計画の変更について認可すること。

116の12 土地改良法第84条において準用する同法第52条の2第1項（同法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、換地計画又は換地計画の変更の適否を決定し、及びその旨を申請をした土地改良区連合に通知すること。

116の13 土地改良法第84条において準用する同法第52条の4第1項（同法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、換地計画又は換地計画の変更を認可すること。

116の14 土地改良法第84条において準用する同法第67条第2項の規定に基づき、土地改良区連合の解散を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄134中「土地改良区」の右に「及び土地改良区連合」を加え、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄54の16中「第48条の46第1項」を「第48条の60第1項」に改め、同欄54の17中「第48条の46第3項」を「第48条の60第3項」に改め、同欄54の18中「第48条の48第1項」を「第48条の62第1項」に改め、同欄54の19中「第48条の50」を「第48条の64」に改め、同欄487の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同欄487の3中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表第2 県立農林水産技術総合センター所長の項専決事項の欄3中「栽培漁業センターに係る」を削り、「種苗生産業務」の右に「又は水産生物の飼育・育成業務」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第350号の3

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年12月25日告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

西播磨県民局	光都土木事務所 引原ダム再生課	宍粟市
--------	--------------------	-----

第2条 昭和39年4月1日告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正する。

1中「尼崎こども家庭センター」を削る。

第3条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く官の部企画部の款中

「

地域振興課	歴史資源活用専門官
-------	-----------

」

を

「

地域振興課	歴史資源活用専門官
	フィールドパビリオン推進官

」

に改め、同部県民生活部の款中

「

県民躍動課	消費政策官	
暮らし安全課	交通安全官	
文化スポーツ局	スポーツ振興課	スポーツ推進調整官
		ワールドマスターズゲームズ推進官
		マラソン担当官

」

を

「

特殊詐欺対策・暮らし安全課	交通安全官	
文化スポーツ局	スポーツ振興課	スポーツ推進調整官
		マラソン担当官

」

に改め、同部保健医療部の款中

「

健康増進課	不妊治療支援官
	歯科口腔 ^{くわう} 医務官
生活衛生課	食品安全官
疾病対策課	感染症対策官

」

を

「

健康増進課	母子保健推進官
	歯科・食支援専門官
生活衛生課	食品安全官

」

に改め、同表産業労働部の款中

「

観光局	観光振興課	観光交流官
-----	-------	-------

」

を

「

観光局	観光振興課	観光交流官
		観光プロモーション専門官

」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。